

米国の国境を越えた賭博サービス規制措置
(上級委員会報告 WT/DS285/AB/R、採択日 2005 年 4 月 20 日)

松下満雄

I. 事件の概要と上級委員会報告書

1. 事実関係及び事件の経過

米国の越境賭博規制に対してアンチグアがガッツ違反を理由として提訴し、米国の連邦法、州法、判例、司法長官の言明、米執行機関とクレジット会社との取り決め等による越境賭博サービス提供禁止が米国の自由化約束に違反していると主張した。¹ パネルは米国の措置はガッツ XVI 条による米国の自由化約束に違反し、ガッツ XVI 条に規定する公序良俗に基づく例外に該当するが、米国措置はアンチグアによる問題解決のための協議を拒否し一方的に行われたものであるため、同条の柱書の消極要件に違反するとした。² 米国及びアンチグアは双方ともパネル報告書の若干の論点について上訴した。

パネル報告書の加盟国配布は 2004 年 11 月 10 日、上訴通知は 2005 年 1 月 7 日、他方当事者の上訴通知は 2005 年 1 月 19 日、上級委員会報告書配布は 2005 年 4 月 7 日、上級委員会報告の採択は 2005 年 4 月 20 日である。

上訴国は米国、上訴国・被上訴国はアンチグア・バービュダであり、第三国参加者はカナダ、中国台北、EC、日本、及び、メキシコである。

2. 「全面的禁止」は「措置」となりうるか

パネル審議においてアンチグアは、米国の法律等による諸措置の総体が「全面的禁止」を構成しており、これが米国によるガッツ上の自由化約束に違反すると主張した。これに対してパネルは、「全体的禁止」はそれ自体として「措置」(measures)とはいえないと判断した。アンチグアはこれに対して、ガッツは措置を広く定義しており、上級委員会報告書も同様であると主張した。(パラ 119)

上級委員会はこのアンチグアの主張に対して、「全面的禁止」は米国による諸措置の「効果」であり、それ自体として「措置」を構成するものではないと判断して、この点に関するパネルの判断を支持した。(パラ 124-126)

3. 自由化約束表の解釈

米国はガッツ上の自由化約束表 (Subsector 10.D) において、「他のリクリエーション・サービス(スポーツを除く。)(Other Recreational Services (except sporting))の自由化を約束し、留保としては「なし。」(None)と記載している。そこで、パネルは米国が賭博サービスについて自由化を約束したと判断したが、米国は自由化約束表において「スポーツ」を自由化から除外し、「スポーツ」には賭博が含まれるので米国は自由化義務を負わないとして、上訴した。(パラ 158) パネルは、自由化約束表はガッツの一部となることから、この解釈に当たってはウィーン条約法条約 31 条・32 条によるべきであるとし、米国の約束表における「スポーツ」(10.D) 及び「エンターテイメント・サービス」(10.A) の文言について検討し、辞書の意味においては「スポーツ」は賭博を含まないと決定した。上級委員会は、このパネル判断に留意しつつ、以下のように判断した。(パラ 163)

上級委員会は、約束表の解釈に当たって約束表の文言の辞書上の意味は重要であるが、これのみでは不十分な場合があるとし、(1) パネルが「スポーツ」の意義を辞書のみによって確定しようとしているのは機械的に過ぎる、(2) パネルは「スポーツ」がある場合には賭博を含みうることを見過ごしている、及び、(3) 米国がその約束表の文言は英語のみが信頼性のあるものと言明しているにもかかわらず、仏語及び西語を参照し、しかも参照すべき理由を明らかにしていない、という点において問題があるとした。そして、上級委員会は、「スポーツ」という語に関するパネルの判断には疑問があり、この語は米国主張のようにも、またアンチグア主張のようにも解釈できるとした。(パラ 164-167)

そこで、「文脈」(context) について、上級委員会はパネルが W/120³及び 1993 年スケジューリング・ガイドライン⁴は交渉当事者全体の合意を示すものとはいえないので、パネルがこれらを文脈としたことは誤りであるとし(パラ 174-178)、パネルと当事国が指摘した他の要因、すなわち、(1) 米国約束表の他の部分、(2) ガッツの実体規定、(3) ガッツ以外の WTO 協定の規定、(4) 他の加盟国の約束表の規定について検討した。

先ず米国の約束表の他の部分については、「スポーツ」の意義を明確にするものは見当たらないとした。(パラ 179)

上級委員会はガッツの実体規定について検討した結果、「スポーツ」の語に賭博が含まれるか否かについて示唆を与えるようなものは発見できず(パラ 185-186)、またガッツの目的から検討しても、結果は同様であるとした。(パラ 190-194)

結論として、上級委員会はウィーン条約法条約 31 条によって「スポーツ」の

意義を確定することは困難であり、同条約 32 条によることが適切であるとし(パラ 195)、その上で W/120 及び 1993 年スケジューリング・ガイドラインは同条約 32 条の意味における準備作業に該当すると判断した。(パラ 196) そして、上級委員会は W/120、米約束表 10.D、及び、CPC グループ 946 を詳細に比較対照した結果、「スポーツ・サービス」(CPC9641) に対応する CPC には賭博は含まれておらず、「他のリクリエーション・サービス」(9649) が含まれていると指摘した。(パラ 198-201) 以上の検討の結果、上級委員会は米国の約束表における「他のリクリエーション・サービス (スポーツを除く。)」は「賭博」を含んでいないと解釈されるとした。

以上の解釈によって、上級委員会は、米国の自由化約束表には 10.D による賭博の自由化約束が含まれているとするパネル報告書の判断を支持した。しかし、この結論に至る理由付けはパネルのそれとは異なるものがある。(パラ 213)

4. ガッツ XVI 条 2 項(a)及び(c)― 市場アクセス

ガッツ XVI 条はサービス貿易の自由化約束をした加盟国に対して、この約束表記載の条件よりも不利ではない条件を他の加盟国のサービスに対して供与しなければならないとし、同条 2 項において加盟国は一定の措置をとってはならないと規定する。その(a)は、数量割り当て、独占、排他的サービス供給者、又は、経済的必要基準によるサービス供給者の数の制限であり、(c)は、数量割り当て又は経済的必要基準の形での一定の数量的単位で示されるサービス供給活動の総数制限、又は、サービス供給量の制限、である。上級委員会は、米国の約束表 (10.D) の市場アクセス義務に関する留保欄には「なし」(none) と記載されていることから、米国は賭博の国境を超えた供給に関しては無条件の自由化を約束したと判断した。(パラ 214-215)

米国は、本件で問題となっている米国の措置 (三つの連邦法) は、いずれもサービス貿易に関する数量的基準を設定するものではなく、数量割り当てを定めるものでもないので、ガッツ XVI 条 2 項(a)号及び(c)号をこれらに適用したパネルの判断は誤りであると主張した。(パラ 222)

先ず(a)号について、上級委員会は米国の連邦法が規定する越境賭博の禁止は「ゼロ割り当て」であり、これは数量制限の一種であるので同号の範囲内に入るとし、そのように判断したパネル報告書を支持した。(パラ 238-239)

次いで(c)号について、上級委員会は同号が自由約束の対象となるサービス貿易につき加盟国が数量割り当てなどの形での総数制限をすることを禁止することに着目して、米国の三つの連邦法がかかるサービス貿易について「ゼロ割り当て」

をしているので、これは(c)号の範囲に入るとして、そのように判断したパネル報告書を支持した。(パラ 251-252)

上級委員会は、以上の理由により、米国の三つの連邦法、すなわち、The Wire Act、The Travel Act、及び、The Illegal Gambling Business Act はいずれもガッツ XVI 条:1 項、及び、2 項(a)号及び(c)号に違反すると決定した。(パラ 265)

5. ガッツ XIV 条(a)項—一般的例外

ガッツ XIV 条(a)項は、「良俗を保護し公序を維持することを目的とする措置」について例外を認めている。パネルは問題となっている米国の連邦法はこの規定によって正当化され得ると判断したが、これに対してアンチグアは上訴した。(パラ 293-295)

(1) 必要性

ガッツ XIV 条(a)項は公序良俗維持のために「必要な」(necessary) 措置を例外措置として認めているが、パネルは、問題となる米国の三つの連邦法はこの条件を充たすことを米国が立証していないと判断した。その理由は、米国の措置は公序良俗の維持に資するものであり、これの保護に役立ち得るものであるが、2 国間又は多国間協定によって問題を解決しようというアンチグアの申し出に米国が応じなかったため、これは米国が WTO 協定に違反しないより制限性の少ない代替措置の存否を誠実に追求しなかったことを意味するからということであった。これに対して米国及びアンチグアの双方が上訴した。(パラ 300-303)

上級委員会は、ある措置が必要か否かについては種々の要因を比較衡量して決定すべきであるとし、WTO 協定に違反しない代替措置が存在するという合理的な可能性に基づいて決定されるべきであるとした。(パラ 304-307) 上級委員会は被申立国がかかる代替措置の可能性をすべて検討し、かかる措置が存在しないことを実証する挙証責任はないとし、問題となっている措置が必要であることの一応の立証をすれば足りるとした。しかし、申立国が他の WTO 協定に違反しない代替措置の存在を指摘し、被申立国がこれを採択すべきことを主張する場合には、被申立国はかかる代替措置の存在にもかかわらず、問題となっている措置が必要性基準を充たすこと、すなわち、提案されている代替措置は合理的に利用可能ではないこと、について挙証責任を負うとした。(パラ 309-311) そして、上級委員会によれば、被申立国がこ

れを立証した場合には、問題となる措置は必要性基準を充たすと判断される。

アンチグアは、米国の問題となっている三つの連邦法が米国の主張する公序良俗維持に貢献するとのパネルの判断に対して異議を申し立てたが、上級委員会はパネルがこれらの米国の措置と米国が主張する公序良俗の維持との間には関連があることを説明しており、この点に関してパネルの判断には誤りはないとした。(パラ 312-313)

パネルは、米国が必要性基準を満たすためには当該措置を発動する前にアンチグアの協議要請に応じて同国と協議をする必要があったにもかかわらずそれをせず、したがって、米国は WTO 協定に違反しない代替措置を探求しなかったので必要性基準を満たしていないと判断したが、米国はこの判断が誤りであるとして上訴した。(パラ 314) これについて上級委員会は、このパネルの判断は誤りであるとした。その理由は、米国が問題となっている当該措置と同一の目的を達成するためにアンチグアと協議をするということは「過程」(process)であり、それ自体としては他の代替手段ではなく、その協議の結果は不確実で、問題となっている当該措置と比較されうるものではないということである。(パラ 317-318)

他方、アンチグアは、パネルが WTO 協定に違反しない他の代替措置の存否を指摘する場合、これをアンチグアが主張した代替措置に限定して、それ以外の代替的措置の可能性を追求しなかったのは誤りであると主張したのに対して、上級委員会は、パネルは他の代替措置をアンチグアが主張した措置に限定したわけではなく、またいずれにせよパネルは申立国が主張もしていない代替措置を追及・発見することを義務付けられることはないとして、この主張を排斥した。(パラ 230)

上級委員会は上記の理由によって、米国がアンチグアの協議要請に応じて協議をしなかったとの理由で米国の三つの連邦法が必要性基準を満たさず、ガッツ XIV 条(a)の要件を充足しないとするパネルの判断を覆して、米国の当該措置がこの基準を満たすか否かについて判断した。(パラ 321-322)

さらに、上級委員会は、パネルが米国の当該措置の通商阻害性について言及しているもののそれには重きをおかなかったこと、米国の当該措置が公序良俗維持のため必要不可欠であるとの米国の主張を受け入れていること、米国のアンチグア提案の協議拒否がなければ米国の当該措置のガッツ XIV 条(a)適合性はパネルによって認められたと考えられることという点に留意して、米国の三つの連邦法はガッツ XIV 条(a)の必要性基準を満たすと判断した。(パラ 323-327)

6. ガッツ XIV 条柱書

ガッツ XIV 条柱書は同条各号によって例外とされる措置についても、これが同様な条件が存在する国間において恣意的に、又は不当な差別に該当するように適用されることはなく、また偽装された貿易制限ではないという消極要件を満足せしめなければならないとする。

アンチグアは、パネルが米国の措置が例外要件を満たさないと判断しながら、柱書にいう消極要件を満たすと判断したのは間違いであると主張したが、上級委員会は、パネルはある措置が例外要件を満たさないと判断する場合でも、当該措置に関して必ずしも柱書の消極要件充足性について判断することを禁止されるわけではないとして、アンチグアの主張を排斥した。(パラ 342-345)

米国は、パネルは米国の国内賭博サービス提供者と外国の賭博サービス提供者に対する取り扱いの差異を判断しているが、ガッツ XIV 条柱書が取り扱いの差異が「恣意的又は不当」であることを要求しているにもかかわらず、パネルは単に取り扱いの差異のみを摘示しているため、この点においてパネルの判断は不十分であると主張した。アンチグアは、米国の無差別の主張に対して米国が国内の賭博サービス提供者に対してはある状況下において遠隔地賭博サービス供給を許容しているのに、外国の賭博サービス供給者に対してはこれが認められていないことを指摘して米国の無差別の主張に反論した。そして、パネルはこの反論を認めた。上級委員会はこのパネルの判断を認め、米国の主張を排斥した。(パラ 348-351)

パネルは、米国の三つの連邦法の文言が表面上は内外無差別であるにもかかわらず、その法の執行が実態上無差別であることを米国が立証していないとした。これについて、上級委員会は、問題となる三つの米国連邦法は文言上は国内賭博サービス供給業者と外国のそれらとの間において差別をするものではないが、文言上無差別であっても外国事業者に対してのみ選別的に訴追をする等によって実態上差別となることがあるとしたうえで、本件については、一見したところ中立的な法の文言ににもかかわらず、米国の執行が無差別的であることを確立するには事実が不十分であったとしたパネルの判断は誤りであるとした。本件においてパネルが検討したのは米国連邦法の適用についての 5 件の案件であり、この内の一件においては外国事業者が訴追され、他の一件においては国内事業者が訴追され、他の三件においては国内事業者に対する訴追の証拠がないというものであった。パネルはこれらの事実から米国による同国の法律は内外無差別に適用されているとの米国の主張に対する十分な反論とならしたとしたが、上級委員会は、かかる個別案件を若干検討するのみでは差別性・無差別性有無の判断には不十分であ

り、これに加えて供給者の総数、訴追の傾向、個別案件における非訴追の理由等を総合的に検討する必要があるとした。上級委員会は、これらから判断すると、証拠はあまりにも限られており、パネルは米国の連邦法の文言から判断する以外に途はなかったはずであるとした。そして、賭博の禁止を内容とする米国の三つの連邦法には内外差別の兆候をみることはできないとした。(パラ 354-357) この理由で、上級委員会は、米国がその法執行がガッツ XIV 条柱書に反しないとの立証に失敗したとのパネルの判断を覆した。(パラ 357)

アンチグアは、米国の法律が内外無差別に執行されているとの主張に対して、米国の州際競馬法 (The Interstate Horseracing Act, IHA) は一定の場合には州際の遠隔地賭博供給について許容しているが、外国から供給される同種賭博に関してはこれを許容していないことを指摘して、この IHA は国内賭博供給者のみを米国連邦法による遠隔地賭博供給の禁止から免除していると主張した。(パラ 361) これに対して米国は民事法である IHA は刑事法である賭博禁止法を否定する効力を認められていない等と反論したが、パネルはこの主張には十分な説得力がないとし、上級委員会もこれを認めた。(パラ 364)

上級委員会は、米国は IHA の存在にもかかわらず賭博禁止の連邦法が内外無差別に適用されており、ガッツ XIV 条によって認められるとの立証に成功していないと判断した。(パラ 369) そこで、結論として、上級委員会は、米国の賭博禁止に関する三つの連邦法はガッツ XIV 条(a)の例外の範囲に入るが、IHA の存在ゆえに、これらの連邦法が国内の遠隔地賭博供給者及び外国からの賭博供給者に無差別的に適用されていることは立証されていないとし、結論として、米国の当該措置がガッツ XIV 条の柱書の消極要件を充たしていることは立証されていないとした。(パラ 372)

II. 解説

以下において、若干の論点について解説する。

1. 自由化約束表の解釈

パネルは米国の自由化約束表の解釈に当たって、ウィーン条約法条約 3 1 条によって解釈し、米国の約束表にある除外項目である「スポーツ」の語の英語、仏語、及び、西語の検討を通じて、この語の意味には賭博は入らないと結論した。しかし、上級委員会は、この解釈は機械的に過ぎるとして、ウィーン条約法条約 32 条を適用して、W/120 及び 1993 年スケジューリング・ガイドライン等を準備

作業に係る文書として用いて、これらと米国約束表の比較対照等を通じて米国の自由化表は賭博サービスを例外としていないと結論付けている。この結論はパネル報告書の結論と同じであるが、結論に至る筋道が違っている。両者を比較すると、上級委員会のアプローチのほうが説得的である。⁵ パネルは英語のほか、仏語、西語のテキストを考慮して、文言解釈として「スポーツ」には賭博は含まれないと結論した。しかし、英語辞書によると、ある場合には「スポーツ」に賭博が含まれることもあり、また米国は英語版のみが信頼できるテキストであると説明している。テキストの文言解釈のみによって意味を確定しようとする、「スポーツ」に賭博が含まれるか否かについてはいずれの結論も出ることになり、解釈が不安定になると思われる。

ガッツが取り扱う事項は、物品とは異なって多種多様なものが含まれており、本件のような賭博、娯楽関係もあれば、文化、伝統工芸等に関係するものもあり得る。これらにおいては、自国語以外の言語では適切に表現されえないものもあり得ると考えられる。本件ではたまたま米国の措置が問題となっており、米国の言語は英語であるが、英語の「スポーツ」には仏、西語における同義語にはない意味があることも考えられる。ましてや、WTO 公用語以外の言語国の措置が問題となる場合には、英、仏、西語の文字の辞書的解釈に過度に依存することには限界もあろう。とすると、英、仏、西語の比較検討によるある文言の解釈確定には限界があるというべきであり、準備作業に係る文書や記録の検討によって意味を確定するのが適切な場合があるといえよう。本件上級委員会報告書はこの意味においてガッツ解釈のひとつの方法論的問題を提起したものと見えるであろう。

2. 市場アクセス

市場アクセスに関してガッツ XVI 条(a)項及び(b)とも、自由化を約束した加盟国が自由化対象項目についてサービス供給者の数の制限や数量割り当て等をすることを禁止しているが、これは数量的基準による禁止である。被申立国である米国はこの点に関して、問題となる米国の三つの連邦法は数量的基準を定めるものではない、すなわち、サービス供給者の数や数量を制限するものではないので、これらの規定の範囲に入らないと主張した。これに対して、パネルと上級委員会は、米国のこれらの三つの連邦法による賭博供給禁止は全面的禁止であり、「ゼロ割り当て」に該当するものとした。すなわち、これは一種の数量的制限であるのでこれらの規定の範囲内に入ると決定した。

この決定をするに当たり、上級委員会はガッツ XVI 条(a)項及び(b)項の数量基準を広く解釈している。この解釈によると、ある特定方法による一定の情報伝達

(たとえば、ファックスによる情報の伝達又はイーメールによる情報伝達)の禁止がすべて数量的禁止の対象とされることがあり得る。この点から、この上級委員会の判断には批判の余地もあり得るであろう。⁶

しかし、米国の主張のように賭博の禁止はある特定事項の禁止であって、なんら数量を制限するものではないのでガッツ XVI 条(a)項及び(b)項の範囲に入らないとするのはあまりにも狭い解釈であり、これが認められるとするとある事項に関する絶対的禁止はすべてこの規定の範囲外となる。ここから考えると、上級委員会の判断のように、ある事項に関する禁止は「ゼロ割り当て」であるとして、一種の数量的基準として取り扱うという解釈は認められてよいように思われる。

3. ガッツ XIV 条(a)項—必要性基準

パネルは、米国の三つの賭博禁止の連邦法が米国の公序良俗を維持するために必要であるとしながら、アンチグアが賭博サービス提供の規制のための二国間又は多国間協議を提案したのを米国が拒否して一方的禁止に踏み切ったことは、米国が公序良俗維持のために WTO 協定に違反しない他の措置があり得るかを探求しなかったもので、これはガッツ XIV 条(a)号に定める「必要性基準」を満たしていないと判断した。上級委員会はこのパネルの判断を覆して、米国とアンチグアの協議はそれ自体としては他の代替手段ではなく、解決に至る「過程」に過ぎないとした。パネルの判断によれば、もし米国がこの協議を行っていればすべてのガッツ XIV 条(a)項の要件が満たされることとなるが、協議を行っただけでは解決に至る保証はなく、どのような結論が出るかも不明確である。この点からみると、協議は必要性基準の範囲に入らないとする上級委員会の結論は妥当であろう。⁷

また、上級委員会は、被申立国が WTO 協定に反しない代替措置を網羅的に検討し、かかる措置が存在しないことを立証する必要はないとし、申立国が代替措置を提示した場合には、これの存在にもかかわらず問題となる措置をとる必要があること、すなわち、提示されている措置は合理的に利用可能ではないことを立証する責任があるとした。これは重要な判示である。被申立国がありうる代替措置を網羅的に提示し、これらが合理的に利用可能でないことを立証しなければガッツ XIV 条(a)項における必要性基準が満たされないとすると、立証責任が重過ぎてこの規定の効用を著しく損なうであろう。

4. ガッツ XIV 条柱書－内外無差別の挙証責任⁸

本件においてパネルが検討した米国の賭博禁止に関する連邦法は三つあり、これらはいずれも文言上は内外無差別となっている。そこで、パネルはこれらの法律の5つの適用事例を検討し、そのうちの一件においては外国の賭博サービス供給者が訴追対象となり、他の一件においては国内の供給者が対象となり、他の三件においては国内の供給者が訴追されたという証拠はないとの結論に達した。パネルはこれらの例は米国の賭博禁止の連邦法が内外無差別の原則に基づいて適用されているとの主張に対する反論となるとしたが、上級委員会はこのような少数の個別事例のみからこのような結論を出すことはできないとして、これらの個別事例をその全体的背景、すなわち供給者数、訴追の傾向、訴追がない場合には非訴追の理由等との関係を検討する必要があるとした。そして、これらの全体的背景を踏まえてみても、判断材料があまりにも不足しているとして、かかる場合には、問題となる法律の文言から判断するほかないとした。この判断は個別の散発的事例のみに基づいて判断してはならないという従来からの先例⁹の線に沿ったものであり、内外無差別の立証の面における重要な原則を確認したものと見えるであろう。

III. DSB 勧告の実施期間

2005年4月20日にDSBはパネルと上級委員会の報告書を採択したが、米国はDSU21.3条に従って、勧告の履行を宣言した。ただし、履行期間については合理的期間が必要であるとした。履行期間について米国とアンチグアの間に協議が行われたが合意には達せず、DSU21.3(a)条による仲裁が行われることとなった。¹⁰ 仲裁の対象となったのは、前記の賭博禁止に関する三つの米国連邦法の変更である。

先ず仲裁人は立証責任に関して、ある期間が「合理的な期間」であることの立証責任は実施国にあるとした。(パラ31) 米国は実施期間としては、勧告採択日から15ヶ月が必要であると主張し、これに対してアンチグアは、(ア) スポーツ関連以外の賭博については、即時又は仲裁決定後1ヶ月、(イ) 他のスポーツ関連賭博に関しては、六ヶ月と主張した。

仲裁人は、一般的に立法措置に関しては行政府レベルの実施に比較して長期間を要するとした。そのうえで、米国にとっての合理的な実施期間としては2005年4月20日から11ヶ月と2週間が適切であると判断した。(パラ68)

この仲裁において、アンチグアはDSU21.2条によって、仲裁人は発展途上国であるアンチグアの利益に対しては特別の考慮を払うべきであると主張した。米国は

これに対して、DSU21.2 条は発展途上国が DSB 勧告を実施する場合に適用されるものであり、本件のように非発展途上国が DSB 勧告を実施する場合には適用されないと主張した。

仲裁人はこれに対して、DSU21.1 条の規定の文言からはこの規定が発展途上国が実施国である場合にのみ適用されるとの趣旨は読み取れないとしたが、いずれにせよこの規定を発動する場合には、当該実施期間と発展途上国の利益の間に「関連」がなければならないとした。(パラ 56-60) その上で仲裁人は、アンチグアはこの関連を立証していないとした。すなわち、この関連を立証するためには、本件実施期間が短いことによってアンチグア国内産業が打撃を受けること等を立証する必要があるが、この立証がないということである。(パラ 62-63)

以上のように、仲裁人の判断は、アンチグアに関しては DSU21.1 条の規定の適用を拒否するものであるが、この判断は、一般論として、必ずしも明確とはいえないとしても、DSU21.1 条の規定の適用は DSB 勧告を実施するのが発展途上国である場合にのみ限られるわけではないことを示唆しているようである。そうすると、この仲裁判断は DSU21.1 条の解釈について示唆を与えるものであろう。

¹ この紛争はある米国人がアンチグア・バービューダを基地として米国向けに越境賭博を配信したところ、米当局が米賭博取締法違反を理由としてこの者を逮捕し、投獄したことをきっかけとして発生した。この米判例としては以下を参照。United States v. Cohen, 260 F. 3d 68 (2d Cir.) 2001), cert. den. 122 S.Ct. 2587 (2002)

² Panel Report, WT/DS285/R, distributed on 11 November 2004

³ WTO ガッツ交渉に関する文書で国連の製品・サービス分類(UN Central Product Classification, CPC)を取り入れたもの

⁴ Scheduling Guidelines ガッツ交渉の際のリクエスト・アンド・オファーにおいて用いられたガイドライン

⁵ ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 XV(平成 17 年 3 月)164-165 頁

⁶ World Trade Law.net Dispute Settlement Commentary, Appellate Body Report United States - Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services (WT/DS385/AB/R), pp.20-21

⁷ 注[4]の文献 166 頁

⁸ ガッツ XVI に関する挙証責任については、Joost Pauwelyn, Riken ne va plus? Distinguishing Domestic Regulation from Market Access in GATT and GATS, World Trade Review, Vol. 4 (2005), pp. 131-170 を参照。

⁹ EC-Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products, WT/DS135/AB/R, April 5, 2001

¹⁰ Award of the Arbitrator United States - Measures Affecting the Cross-Border Supply of Gambling and Betting Services Recourse to Arbitration under DSU Article 21.3(c)